

京都府地球温暖化対策条例及び 京都府地球温暖化対策推進計画の 見直しについて

2025年3月24日（月）
京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課

目次

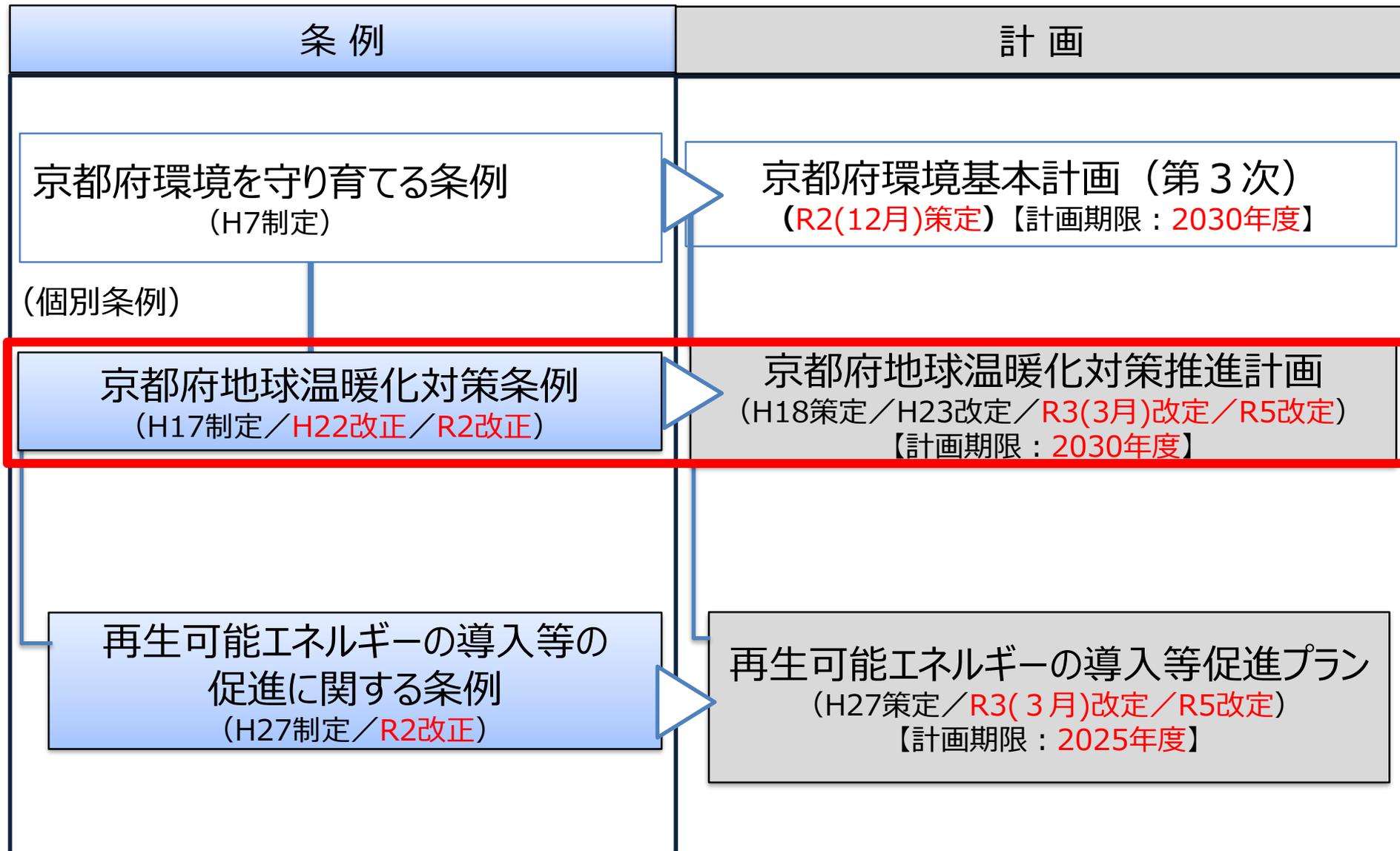
- | | |
|--------------------------|--------------|
| 1 条例・計画の見直しスケジュール | p 3～ |
| 2 前回の部会での御意見等 | p 6～ |
| 3 本日御意見いただきたい事項 | p 13～ |
-
- (1) 条例・計画の見直しに向けた検討**
 - (2) 交通・物流／家庭（電気機器、住宅を含む）／
代替フロン／廃棄物、環境物品等／
温室効果ガス吸収源の対策**

1 条例・計画の見直しスケジュール

今後のスケジュール（案）

時期		概要
①	R6. 11.25	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 諮問（温対計画・再エネ条例） ◆ 温対条例・計画の概要と施策の実施状況報告 ◆ 計画の見直しについて（説明）
②	R7. 2.25	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 諮問（温対条例） ◆ 条例・計画見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 温対条例・計画の見直し ・ 事業活動（産業・業務）／建築物
③	R7. 3.24	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 条例・計画見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 温対条例・計画の見直し ・ 家庭／交通・物流（運輸）／代替フロン／廃棄物／温室効果ガス吸収源 ・ 再エネ条例の見直し
④	R7.4	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 条例・計画見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 温対条例・計画の見直し ・ 適応策 ・ 再エネ条例の見直し

時期		概要
⑤	R7.5	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 温対条例・計画、再エネ条例・プランの見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要案
		6月議会 概要報告
⑥	R7.7	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 温対条例・計画、再エネ条例・プランの見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間案
		9月議会 中間案報告
		パブリックコメントの実施
⑦	R7.11	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 温対条例・計画、再エネ条例・プランの見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終案 ・ 答申
		12月議会 最終案議決



2 前回の部会での御意見等

主な御意見	今後の対応
計画期間 <ul style="list-style-type: none">2040年度までとする場合の積極的な意義は2030年度の位置づけは	⇒ <u>計画期間を京都府総合計画に合わせる</u> とともに、2030年度を中間点とし削減目標を達成することを目指し、 <u>2040年度までにおいても目標達成に向け不断の見直し</u> を実施
2040年頃の将来像・施策の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none">ウェルビーイングの向上について、具体的な施策と結びつけるべきではないか（京都府環境基本計画も参照すること）2040年度に向けて、価値観や行動パターンを大きく見直さなければならない温暖化対策におけるGX投資等の位置づけは	⇒ 総合政策部会における京都府環境基本計画での議論も踏まえて検討 ⇒ <u>価値観等の変革・行動変容に向けた取組</u> を反映 ⇒ GX投資等を通じた <u>企業の競争力強化による地域産業の持続可能性向上</u> といった視点を追加
削減目標の設定 <ul style="list-style-type: none">設定にあたっては相応のメッセージを	⇒ 削減目標の設定にあたっては、 <u>府民・事業者等の取組を促進させる</u> 数値設定を検討
加速すべき取組の方向性 <ul style="list-style-type: none">行動変容におけるナッジの活用をグリーンアンモニア等の新技術の取り込みを	⇒ <u>行動変容に向けた取組</u> に視点を追加 ⇒ 再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出における <u>方向性に反映</u>

主な御意見

今後の対応

事業活動（産業・業務）の対策

- ZET-valley等との取組との連携を
- サプライチェーンにおける排出量削減について、CFP算定等の取組を
- 国の排出量取引制度の動きを踏まえた施策を

⇒ 事業活動（産業・業務）等における取組に反映

建築物の対策

- 新築建築物だけでなく、リフォーム時等既存建築物への支援を。
- 京都らしい文化的な伝統や景観を踏まえた再エネ導入による建築物の脱炭素化を
- 認定低炭素住宅への対策を

⇒ 建築物における取組に反映

⇒ 家庭（電気機器、住宅を含む）における取組に反映

2040年頃の将来像・施策の基本的な考え方

◆ 2050年頃の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築

◆ 2040年頃の将来像

府環境基本計画（案）

府総合計画

New

府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会

◆ 施策の基本的な考え方

● 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現

環境を軸とした環境・経済・社会の好循環を図るとともに、GXの推進等による質の高い暮らしの実現

● 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進

地球温暖化緩和対策だけでなく、熱中症予防対策等適応策も推進

● 徹底した省エネ・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進

徹底した省エネルギー、再エネ導入・利用の標準化の促進

● GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進

経済サプライチェーン全体での取組支援や新技術等への支援・推進を実施することで、企業の競争力強化による地域産業の持続可能性向上

● 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

価値観や生活パターンの見直しを見据え、府民・事業者等、各主体が意識改革を図り、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す

加速すべき取組の方向性

現行計画の「加速すべき取組の方向性」	新たに追加する視点
<p>① 脱炭素なライフスタイルへの転換 家庭や業務部門、住まい等における創エネ・省エネ・蓄エネを総合的に推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活の質の向上など多様なウェルビーイングの向上 ➤ 省エネルギー基準への適合義務化等による建築物の省エネ対策の強化
<p>② 脱炭素経営の促進 中小規模事業者に対する省エネ機器等への導入支援、大規模事業者による一層の削減取組やサプライチェーン全体での排出削減に向けた取組を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ GXに向けた企業の取組の支援 ➤ 中小企業の脱炭素経営促進のための伴走支援・協働体制の構築
<p>③ 交通・物流の脱炭素化の推進 モーダルシフトやエコドライブ等の取組や物流システムの効率化、EV等の普及拡大を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ導入や省エネ機器への転換による物流施設の脱炭素化 ➤ 事業用車両のEV等促進と物流全体でのグリーン化促進
<p>④ 再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出 自立型再エネ設備の導入促進、住宅・工場倉庫の屋根等への導入促進、地域共生型の再エネ事業の普及促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 次世代太陽電池・<u>グリーンアンモニア</u>等新技術の活用の推進 ➤ 企業のサプライチェーン全体での再エネ調達
<p>⑤ フロン対策の推進 代替フロン使用機器の適正管理の推進やノンフロン機器等の利用を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 代替フロン使用機器の冷媒管理の効率化
<p>⑥ 資源循環の促進 低環境負荷の商品・サービスの選択の推進や廃棄物発生抑制、再使用の2Rの取組を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
<p>⑦ 森林吸収源対策の推進 二酸化炭素を吸収する森林の適正管理と森林資源の利活用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 森林吸収源における研究知見の共有 ➤ ブルーカーボンやその他の吸収源の取組も含めた施策
<p>⑧ 新たな環境産業の育成・支援 新技術によるエネルギー需給の最適化や効率的な省エネ、再エネの長期安定化に資する地域産業基盤の確立を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 脱炭素ビジネスや脱炭素技術に係る産業育成・支援、<u>イノベーション促進</u>
<p>⑨ 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 環境教育や、中間支援組織等を中心とした協働の取組を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ デコ活等の推進による府民の意識改革や行動変容 ➤ <u>市町村における脱炭素モデル地域創出のため、知識や技術を有する専門家派遣など支援体制の充実</u>

事業活動（産業・業務）の対策

目標達成に向けた取組	方向
事業活動における脱炭素化の推進 <大規模事業者>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画未達成事業者等を対象に引き続き指導・助言を実施するなど事業者に応じた細やかな支援 ➤ 排出量削減計画策定事業者の取組を公表することにより、社会や市場（投資家）での評価を通じて、大規模排出事業者以外へも排出量削減計画策定の促進 ➤ 大規模排出事業者自身のみならず、サプライチェーン全体での取組を推進
事業活動における脱炭素化の推進 <中小規模事業者>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者単独だけではなく、サプライチェーン・金融機関との連携強化により、脱炭素への理解醸成や排出量算定を実施している企業の取組拡大と、取組着手した企業への効果的な脱炭素経営支援を推進 ➤ 相談できる専門機関との効果的な連携により取組促進
サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを他のサプライヤーや他のサプライチェーンへ波及させるなどロールモデルとなる取組を共有 ➤ SCOPE 3 までのサプライチェーン排出量の算定や企業におけるCFP算定の取組への支援・人材育成
脱炭素経営の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中小企業の脱炭素化を支援する金融機関や脱炭素化を進める企業内の人材育成 ➤ 国CP制度を踏まえた排出量削減促進、GX企業等からの優先調達の推進 ➤ 企業・金融機関等多様な主体が参画して、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設、府ZET-valley構想における取組との更なる連携
行政の率先行動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国補助金等を活用しつつ、計画的な予算確保・設備等の導入を促進 ➤ ZEB化にあたっては、府有施設に専門的なアドバイザー派遣等を促進

建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）の対策

目標達成に向けた取組	方向
建築物の環境性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 温室効果ガスの削減だけでなく、住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながるZEB（・ZEH）の認知度の向上及び導入促進 ➤ <u>新築建築物だけでなく、既存建築物への省エネ促進。</u> ➤ 省エネの最大限実施という観点から、<u>窓断熱等を促進</u>
建築物の環境性能の向上 （再エネ導入）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ条例に規定する再エネ導入義務履行の徹底 ➤ PPAの活用も含めた、建築物（既存建築物を含む）の屋根における太陽光の導入促進 ➤ 自立型再エネ設備の導入支援 ➤ 次世代型太陽電池の活用 ➤ <u>京都らしい文化的な伝統や景観を踏まえた再エネ導入による建築物の脱炭素化を推進</u>

3 本日御意見をいただきたい事項

(1) 条例・計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点1：2035年度及び2040年度の削減目標について

(2) 交通・物流／家庭（電気機器、住宅を含む）／代替フロン／ 廃棄物、環境物品等／温室効果ガス吸収源の対策

- ✓ 論点2：交通・物流の対策
- ✓ 論点3：家庭（電気機器、住宅を含む）の対策
- ✓ 論点4：代替フロン／廃棄物、環境物品等／温室効果ガス吸収源の対策

- 計画の期間：2021年度から2030年度
- 計画の位置付け：地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画



緩和策

目標
 ➔ 2030年度の温室効果ガス排出量を**46%以上削減**（2013年度比）することを当面の目標とする。

- 加速すべき取組の方向性** ➔ 関係する分野の取組に反映
- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ■ 機器・住宅の環境性能の向上 | ■ 脱炭素経営の促進 |
| ■ 交通・物流の脱炭素化の推進 | ■ 再エネの最大限の導入・需要創出 |
| ■ フロン対策の推進 | ■ 資源循環の促進 |
| ■ 森林吸収源対策の推進 | ■ 新たな環境産業の育成・支援 |
| ■ 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 | |

- 対象分野** ➔ 対象分野ごとに実施すべき取組
- | | |
|-----------------|----------------------|
| ○ 事業活動（産業・業務） | ○ 自動車交通 |
| ○ 家庭（電気機器・住宅含む） | ○ 建築物（住宅以外の建築物、緑化含む） |
| ○ 再生可能エネルギー | ○ 代替フロン |
| ○ 廃棄物、環境物品等 | ○ 森林吸収源 |
| ○ 横断的取組 | |

適応策

目標
 ➔ 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

- 適応策に関する基本的事項**
- 推進方針**

 1. 時間的・空間的広がり考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
 2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
 3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

基本的視点

 - ① 長期的に考える
 - ② 幅広く対象を想定
 - ③ 同時解決策を図る
 - ④ ビジネスにつなげる
 - ⑤ 京都ならではの対策
- 適応策の方向性（進め方）**
- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
 - 気候変動に関する情報収集
 - 分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
 - 適応ビジネスの推進
 - 行政自らの事業活動への適応策を推進
- <対象分野>**
- | | |
|-----------|-----------|
| ① 農林水産部 | ② 水環境・水資源 |
| ③ 自然生態系 | ④ 自然災害 |
| ⑤ 健康 | ⑥ 産業・経済活動 |
| ⑦ 府民生活 など | |
- + 適応策を推進体制の充実・強化・・・「地域気候変動適応センター」機能を確保

計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 計画策定後、概ね5年後に見直し

地球温暖化対策推進計画見直し 概要 (案)

- 計画の期間 : **2026年度から2040年度**
- 計画の位置付け : 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

京都府の将来像		施策の基本的考え方
2050年頃	京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会 将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す	
2040年頃	府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と 環境との共生による安心・安全が実感できる社会	
	・ 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現 ・ 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進 ・ 徹底した省エネ・再エネの最大限の導入・利用を推進 ・ GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進 ・ 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化	

緩和策

論点 1

目標 (2013年度比)

- ➔ **2040年度の温室効果ガス排出量を●%削減**
また、2030年度に46%以上、**2035年度●%削減を目指す**

加速すべき取組の方向性

➔ 関係する分野の取組に反映

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ■ 機器・住宅の環境性能の向上 | ■ 脱炭素経営の促進 |
| ■ 交通・物流の脱炭素化の推進 | ■ 再エネの最大限の導入・需要創出 |
| ■ フロン対策の推進 | ■ 資源循環の促進 |
| ■ 森林吸収源対策の推進 | ■ 新たな環境産業の育成・支援 |
| ■ 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 | |

対象分野

➔ 対象分野ごとに実施すべき取組

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ● 事業活動 (産業・業務) | ● 交通・物流 (運輸) |
| ● 家庭 (電気機器・住宅含む) | ● 建築物 (住宅以外の建築物、緑化含む) |
| ● 再生可能エネルギー | ● 代替フロン |
| ● 廃棄物、環境物品等 | ● 温室効果ガス吸収源 |

論点 2~4

適応策

目標 ➔

長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

適応策に関する基本的事項

推進方針

1. 時間的・空間的広がり考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

適応策の方向性 (進め方)

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

+ 適応策を推進体制の充実・強化・・・「京都気候変動適応センター」

+ 熱中症対策の強化 (京都府熱中症対策方針)

基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決策を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

<対象分野>

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 農林水産部 | ② 水環境・水資源 |
| ③ 自然生態系 | ④ 自然災害 |
| ⑤ 健康 | ⑥ 産業・経済活動 |
| ⑦ 府民生活 など | |

- **横断的取組** ● 大学、ZET-valleyのスタートアップ企業、府市研究機関等と連携した脱炭素のイノベーションの創造・社会実装
- 脱炭素に資する社会インフラの構築
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 概ね5年後に見直し

3 本日御意見をいただきたい事項

(1) 条例・計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点1：2035年度及び2040年度の削減目標について

(2) 交通・物流／家庭（電気機器、住宅を含む）／代替フロン／ 廃棄物、環境物品等／温室効果ガス吸収源の対策

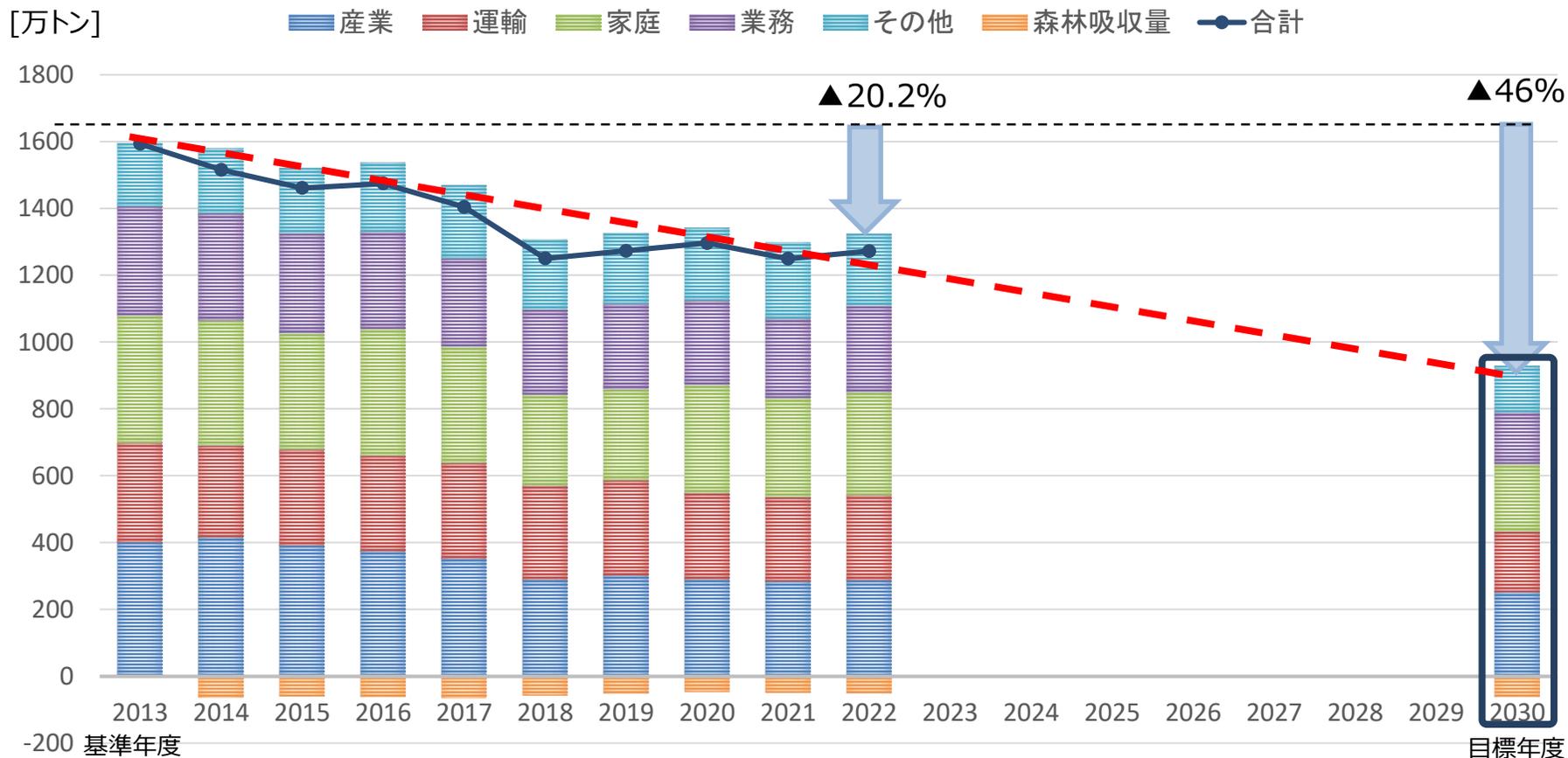
- ✓ 論点2：交通・物流の対策
- ✓ 論点3：家庭（電気機器、住宅を含む）の対策
- ✓ 論点4：代替フロン／廃棄物、環境物品等／温室効果ガス吸収源の対策

京都府における温室効果ガス排出量の進捗について

● 京都府の**2022年度の温室効果ガス排出量は、1,272万t-CO₂**
(前年度比では 1.8% (23 万トン) の増加)

● 基準年度である2013年度総排出量比で**20.2%減少**

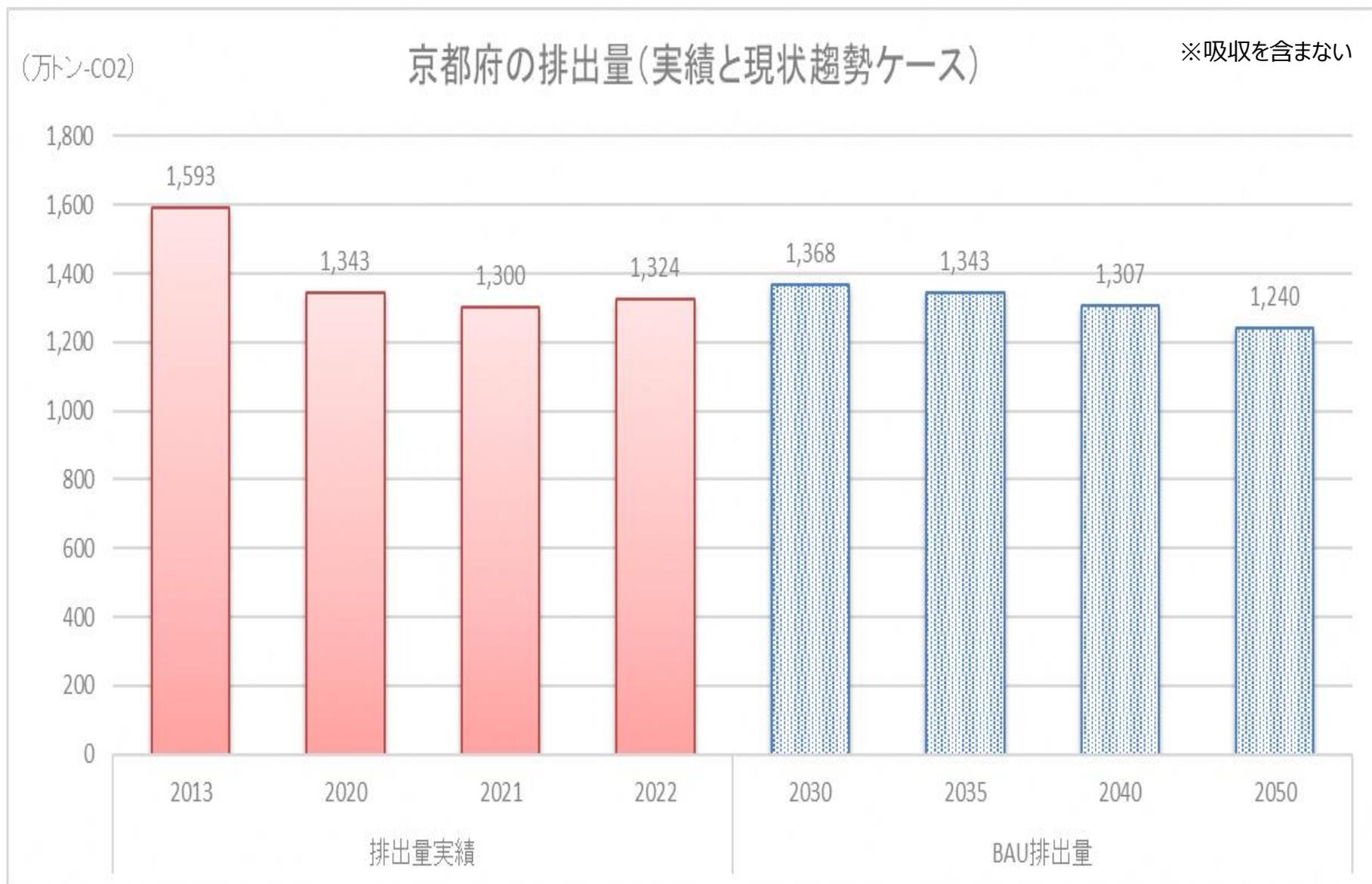
→ 2030年度目標 (2013年度比46%以上) に対して、**概ね減少傾向にはあるが、順調な削減とは言い難く**、2030年度の目標達成への道のりは厳しい状況。



- 府の温室効果ガスBAU排出量については、以下のデータを元に推計。
 - ・資源エネルギー庁の「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」における社会・経済活動の想定（排出削減前）
 - ・国立社会保障・人口問題研究所の報告における京都府の世帯数（2020:119万、2030：122万、2040：117万）
- ※BAU排出量：現況の対策（追加対策なし）のままで推移したときの想定排出量（Business as Usual）

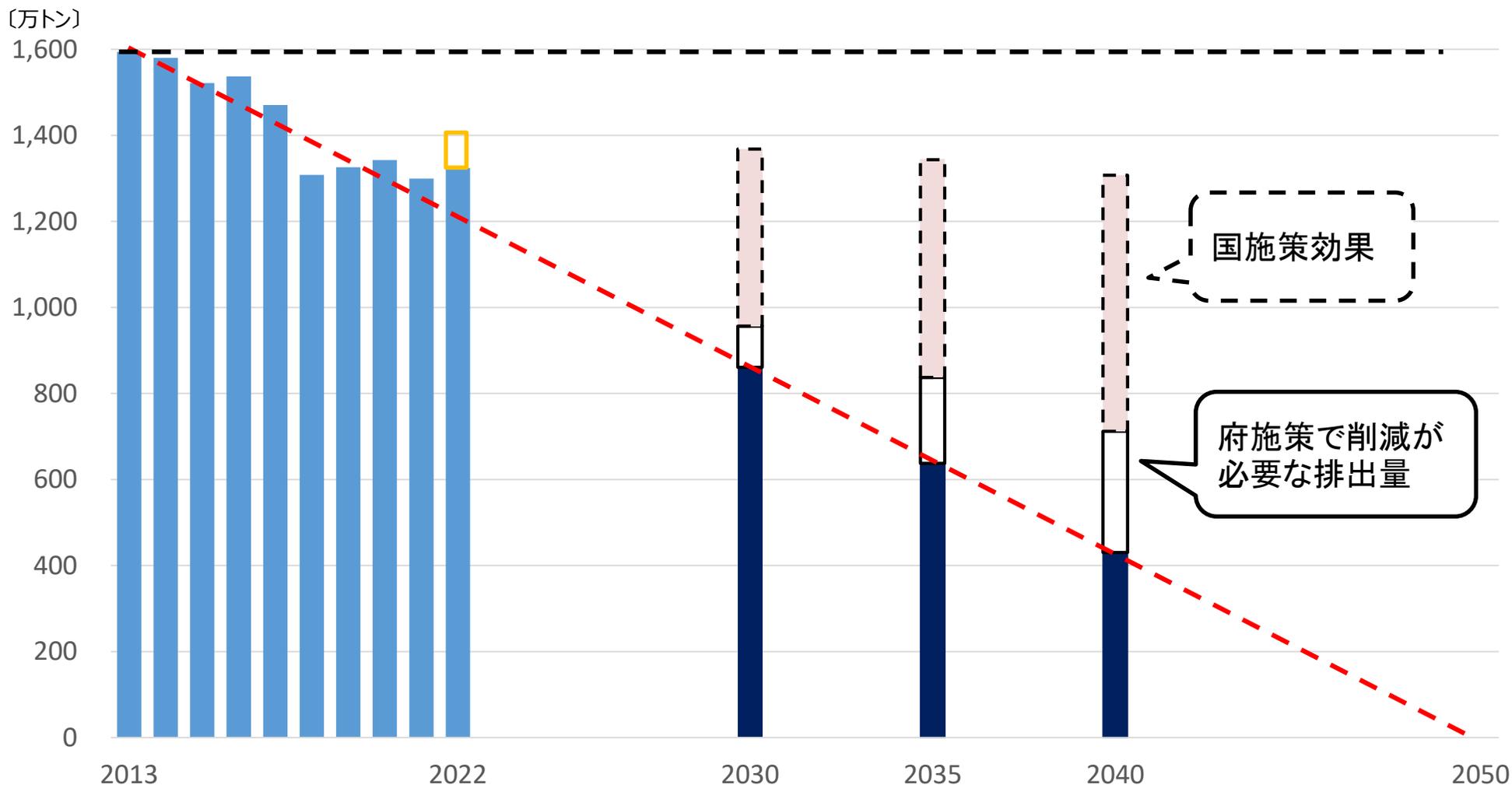
- 社会・経済活動量の想定に当たっては、**脱炭素を進めつつ、最大限の経済成長を目指すとのGXの考え方を前提**とした。産業の生産量等は、排出削減対策を講じる前の想定であり、各シナリオでの排出削減に伴う限界削減コストの上昇により、結果としての活動量は記載の値よりも小さくなる。
 - RITEによる分析では、排出削減対策を講じる前のベースラインの経済成長率として、内閣府による中長期試算における成長実現ケースを基礎に設定し、これに整合させる形で各部門の活動量を想定。そのうえで、限界削減コストの上昇に伴う、エネルギー多消費産業の国内生産量低減の影響を評価し、エネルギー需給分析に反映した。

		足下	2040年度	RITEによる分析での考え方
人口		1.24億人（2023年）	約1.1億人	● 各国・各地域の将来人口は国連人口推計をもとに設定。
一般世帯数		5,490万世帯（2020年）	約5,200万世帯	● 各国・各地域の人口をもとに推計。
産業生産量	鉄鋼	8,683万トン（2023年度）	8,900万トン程度※	● <u>2040年度の産業生産量は、排出削減対策を講じる前のベースラインとして、足下と概ね同等の水準を想定。</u> ● 限界削減コスト上昇に伴う国内生産量低減の影響を経済モデルDEARSで評価し、エネルギー需給分析にフィードバックした。
	セメント	4,718万トン（2023年度）	4,700万トン程度※	
	エチレンプロピレン	958万トン（2023年度）	1,000万トン程度※	
道路交通輸送需要	旅客輸送量	8,263億人-km（2023年度）	約7,400億人-km	● <u>旅客輸送量は人口減少等による低減を想定。</u> ● <u>貨物輸送量は足下と概ね同等の水準を想定。</u>
	貨物輸送量	2,307億トン-km（2023年度）	約2,300億トン-km	



温室効果ガス排出量削減について

- 国が示す2040年度におけるエネルギー需給の見通し等を踏まえると、国の施策により、府の温室効果ガスの排出量も一定下がるものの、府の施策により**約300万t-CO₂の削減が必要**。

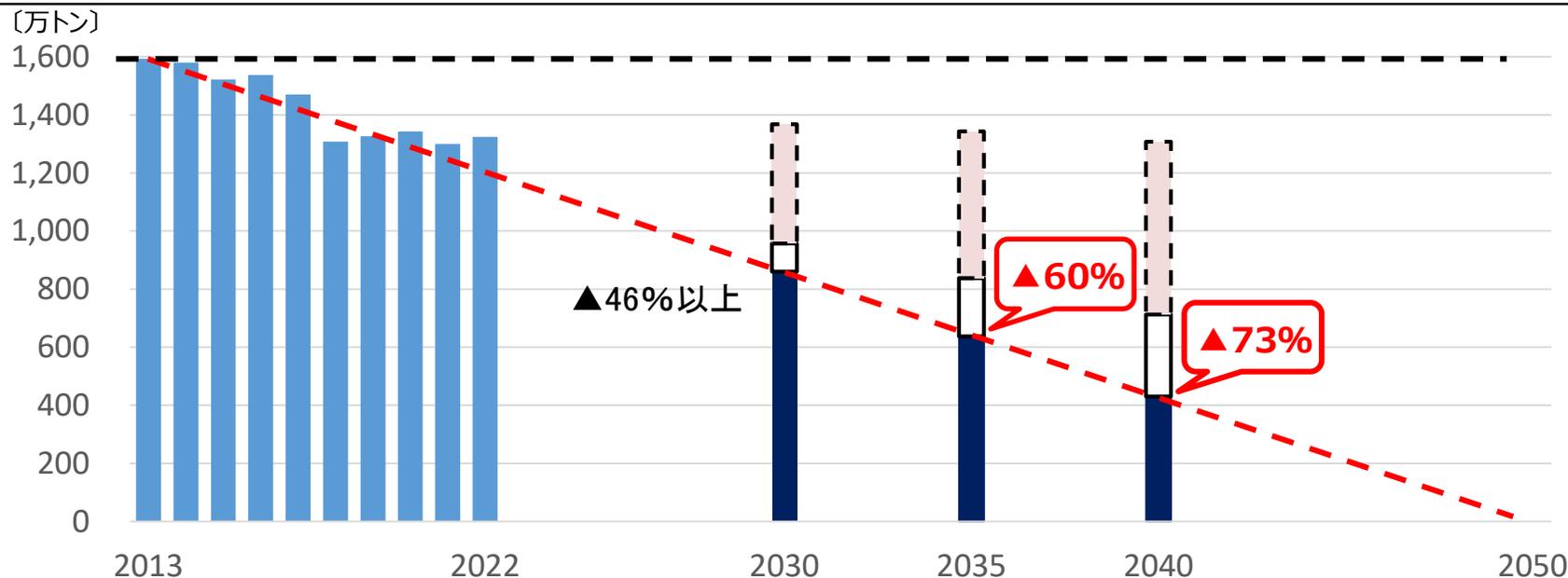


※2050年度までの温室効果ガスの排出量削減の必要量について、直線的な経路を元に算定。吸収分を除く。

- 現状は目標に対して順調（直線的）な削減とは言い難い。
- 今後の施策の可能性（新技術含む）を考えると2050年CNの道のりは厳しい状況。
- 更なる排出削減には、一層の取組促進が必要。
- 排出削減と経済成長の同時実現が求められる状況。
- 府民や事業者等が一体となって取り組める共通の目標が必要。
- 様々な意見がある中、多様な主体が納得し、オール京都での取組を促せる目標設定が必要。

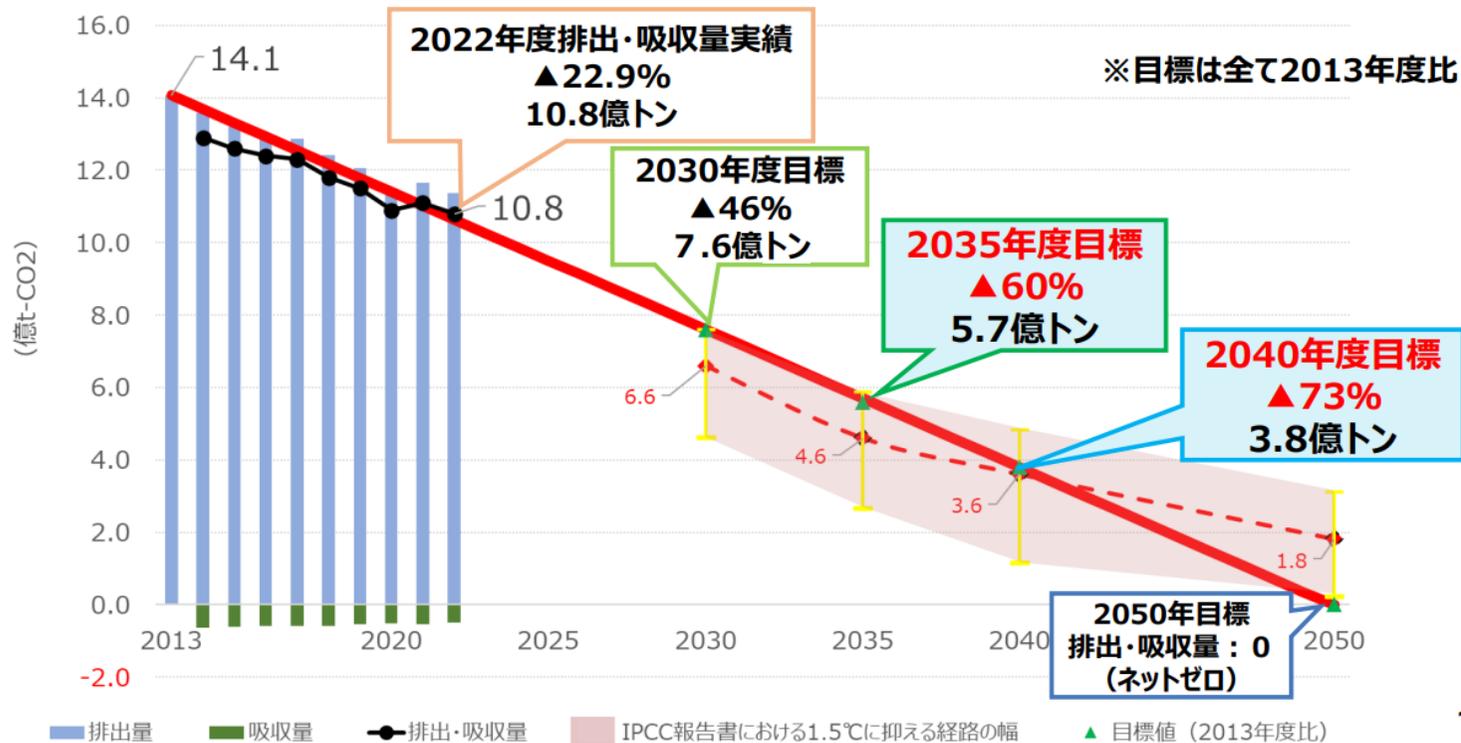
<御意見をいただきたい事項>

- 国・府の施策に加え、今後の新技術等を踏まえても、目標の達成は難しいところではあるが、**一層の排出削減と経済成長の同時実現を目指すとともに、府民や事業者をはじめ、オール京都で取り組む共通目標として高い目標を示すため、2050年CNに対し、直線的な経路を基本に検討を進めてはどうか。**



- 温暖化対策削減計画が令和7年2月18日に閣議決定。(計画期間 2040年度末まで)
- 2050年ネットゼロを踏まえ、2013年度比で**2035年▲60%**、**2040年▲73%**を目指すこととしている。

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル促進**等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

3 本日御意見をいただきたい事項

(1) 条例・計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点1：2035年度及び2040年度の削減目標について

(2) 交通・物流／家庭（電気機器、住宅を含む）／代替フロン／ 廃棄物、環境物品等／温室効果ガス吸収源の対策

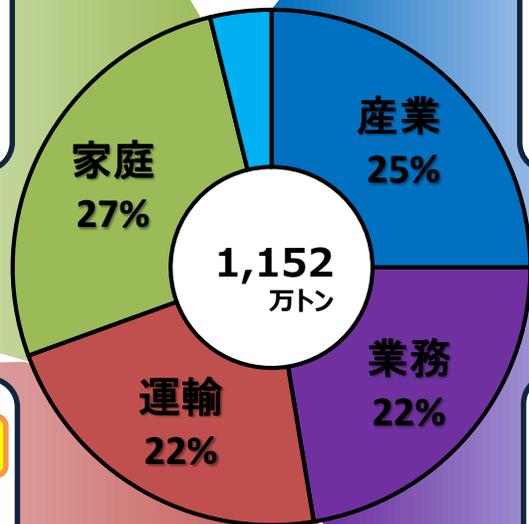
- ✓ 論点2：交通・物流の対策
- ✓ 論点3：家庭（電気機器、住宅を含む）の対策
- ✓ 論点4：代替フロン／廃棄物、環境物品等／温室効果ガス吸収源の対策

- 「交通・物流」「家庭（電気機器、住宅を含む）」「代替フロン」「廃棄物、環境物品等」「温室効果ガス吸収源の対策に関する温暖化対策について、条例で定める主な内容は以下のとおり。

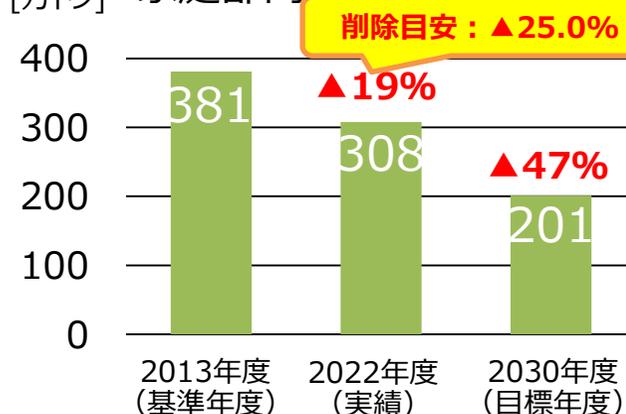
対象分野	主な条例の内容	対象分野	主な条例の内容
—	GHG削減目標、計画の策定（義務） 財政措置（義務）、施策の評価・見直し（義務）	<u>代替フロン</u>	<u>代替フロンの適正管理等施策の推進（義務）</u> <u>代替フロンの適切な管理（努力義務）</u>
事業活動 （産業・業務）	事業者排出量削減計画書の作成・提出等（義務） 環境マネジメントシステム導入の報告（義務）	<u>廃棄物、環境物品等</u>	<u>環境物品等の購入（努力義務）</u> <u>廃棄物の発生抑制等（努力義務）</u>
<u>自動車交通</u>	<u>エコドライブの実施（努力義務）</u> <u>電気自動車等の使用・購入（努力義務）</u>	<u>森林吸収減</u>	<u>森林の保全及び整備等の推進（努力義務）</u>
建築物（住宅以外の建物、緑化含む）	特定建築物排出量削減計画書の提出等（義務） 緑化計画書の提出等（義務）	適応策	適応策の推進等（努力義務）
<u>家庭（電気機器・住宅を含む）</u>	<u>省エネ電気機器等の使用（努力義務）</u>	横断的取組	関係者との連携及び協働（義務） 環境教育等の実施（努力義務） 環境産業の育成等（努力義務）
再エネ （エネ転換）	再エネの優先的利用（努力義務） 電気事業者排出量削減計画書の提出等（義務）		

【参考】部門別の温室効果ガス排出量

2022年度の府内排出実績



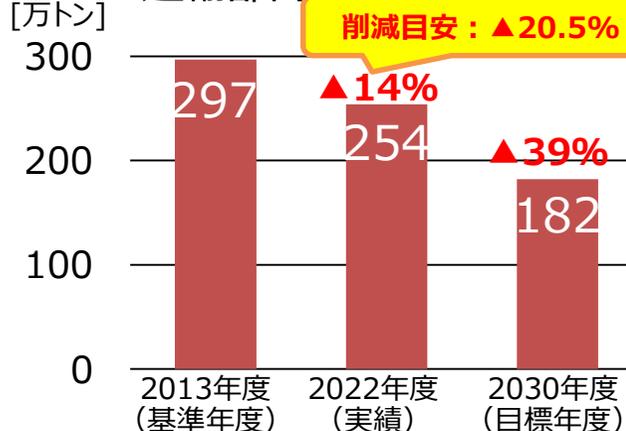
家庭部門の推移・目標



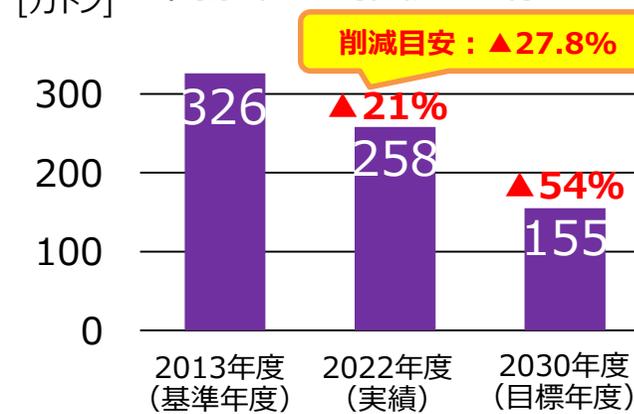
産業部門の推移・目標



運輸部門の推移・目標



業務部門の推移・目標



3 本日御意見をいただきたい事項

(1) 条例・計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点1：2035年度及び2040年度の削減目標について

(2) 交通・物流／家庭（電気機器、住宅を含む）／代替フロン／ 廃棄物、環境物品等／温室効果ガス吸収源の対策

- ✓ 論点2：交通・物流の対策
- ✓ 論点3：家庭（電気機器、住宅を含む）の対策
- ✓ 論点4：代替フロン／廃棄物、環境物品等／温室効果ガス吸収源の対策

EV等の導入促進

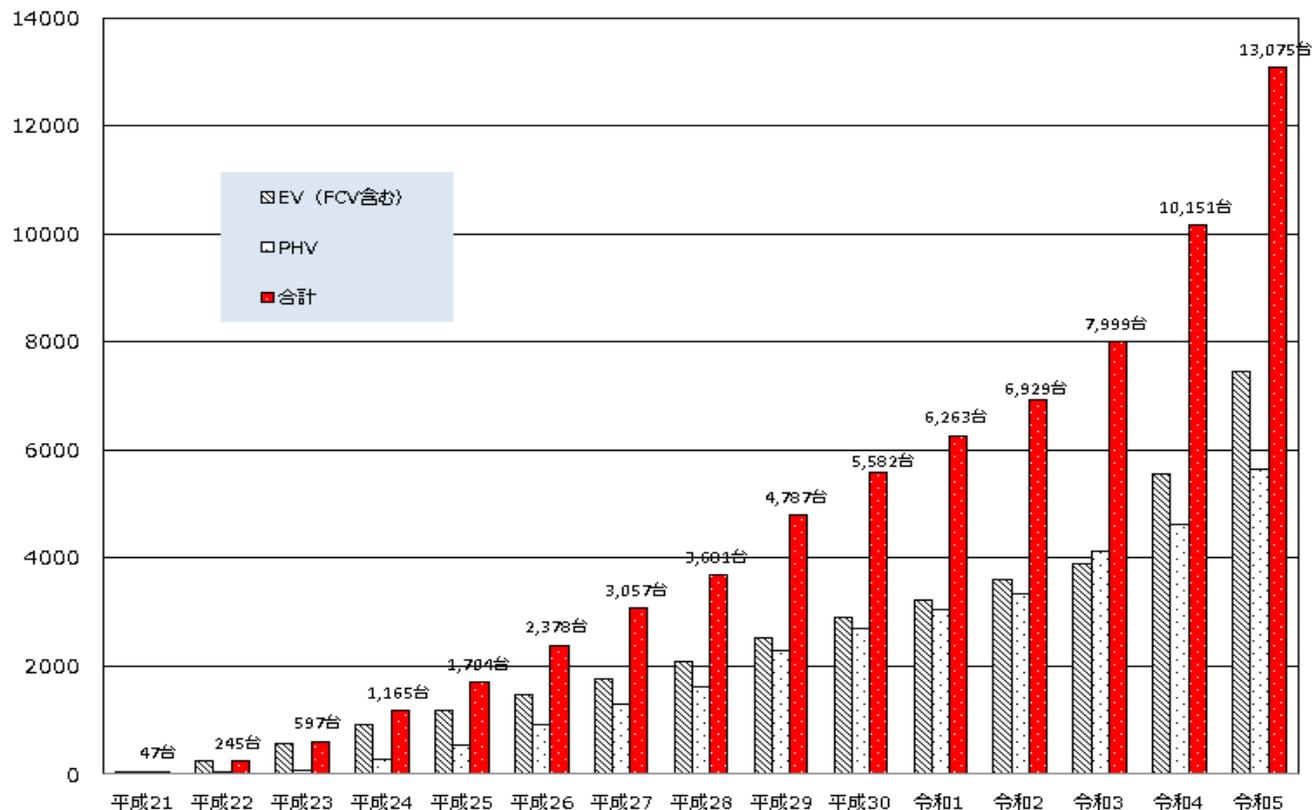
- 災害時におけるEV等の無償貸与協定
- 市町村における防災や環境イベント等でのEV等の啓発
- EV用充電器設置説明会

交通・物流の脱炭素化の推進

- エコカーマイスター制度
- エコドライブマイスター制度

次世代自動車の普及状況

- 京都府における次世代自動車（EV・PHV・FCV）の普及台数は、令和5年度末時点で13,075台。
- 府内電気自動車等の普及台数20,000台（2030年）を目標に掲げていることから、目標達成に向けて、引き続き次世代自動車の普及施策を推進する必要がある。

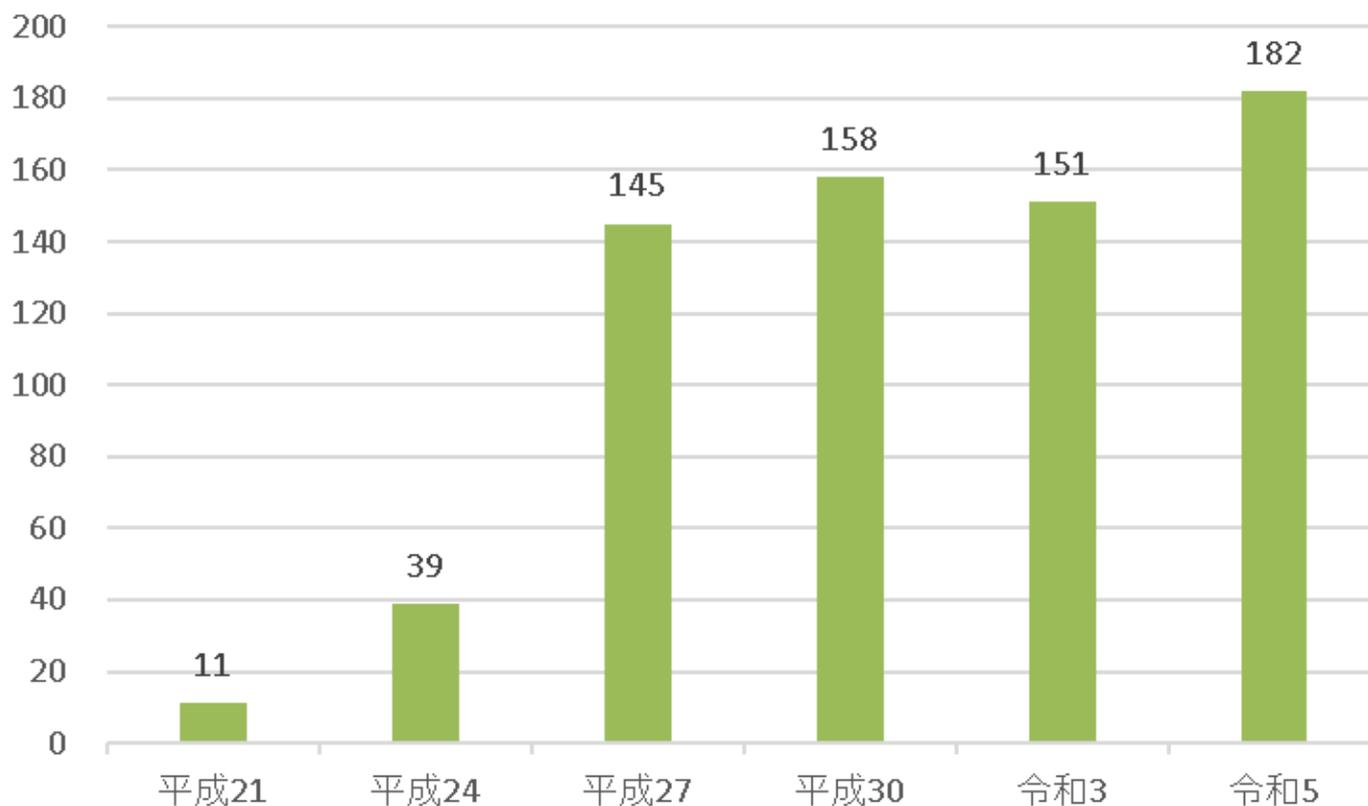


京都府における次世代自動車（EV・PHV・FCV）の普及台数推移

※自動車取得税をもとに算出

急速充電器の普及状況

- 京都府における急速充電器の設置台数は、令和5年度末時点で182台。京都府内における次世代自動車の普及に向けて、引き続き、充電インフラ整備の推進も必要。



京都府における急速充電器の設置台数推移

次世代自動車普及に向けた取組

- 京都府では、運輸部門から排出される温室効果削減を図るため、その削減効果が高いだけでなく、災害時の非常用電源としても活用することができる電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）及び燃料電池自動車（FCV）を次世代自動車（EV等）と位置付け、その本格普及に向けた取組を推進。

I 災害時等における次世代自動車の活用

- 平成24年に三菱自動車工業(株)等の民間企業4社と、令和2年に府内のトヨタ販売店8社と災害時における外部給電車貸与に関する協定を締結
- 京都府総合防災訓練や、各市町村における防災や環境イベント等と連携して、
- 三菱自動車工業・トヨタ販売店の給電車両を展示や、外部給電の実演など、次世代自動車の活用事例を紹介



令和5年度京都府総合防災訓練@亀岡市

II マンション向けEV用充電器設置説明会

- EV充電事業者4社※と連携して、電気自動車（EV）の普及を図るため、マンションへのEV用充電設備の設置を促進し、府内でのモデル事例の創出に向けて、EV用充電設備の設置に関心のある府内マンション管理組合等を対象に説明会及び無料相談会を開催

※ユビ電株式会社、ユアスタンド株式会社、ENECHANGE株式会社、Terra Motors株式会社



EV用充電器設置説明会@長岡京市

エコカーマイスター制度

- 一定規模（前年度に新車100台）以上の自動車販売事業者に対して、自動車購入予定者に販売員が自動車の環境性能情報を適切に説明することを推進するエコドライブマイスターを選任し、届け出ることを義務付け。被選任者：363名（R7.2時点）

エコカーマイスターを選任するまで

①講習会受講

講習会で実施する
修了試験の合格者に
修了証を発行

②選任届出書提出

- 【提出書類】
- ・**選任届出書**（第13号様式
（第43条関係））
 - ・被選任者の**修了証の写し**

選任届出完了



エコドライブマイスター制度

- 一定台数以上（50台）の車両を有する事業者に対して、社内のエコドライブを推進するエコドライブマイスターを選任し、届け出ることを義務付け。被選任者：295名（R7.2時点）

エコドライブマイスターを選任するまで

①講習会受講

講習会で実施する
修了試験に合格した方に
修了証を発行

②選任届出書提出

- 【提出書類】
- ・**選任届出書**（第14号様式
（第44条関係））
 - ・被選任者の**修了証の写し**

選任届出完了



- 現行の計画では、「交通・物流」分野の目標達成に向けた取組として、次世代自動車普及に向けた取組や充電インフラ整備の推進を図るとともに、エコカーマイスター制度・エコドライブマイスター制度を活用した交通・物流の脱炭素化を推進。

<今回、御意見をいただきたい事項>

- 「交通・物流」における目標達成に向けた取組の検討の方向として、不足している視点や、追加で求められるアプローチなどはあるか。
- 「京都らしさ・京都独自」の視点をどのように取り入れるか。

現行計画における「交通・物流」分野の目標達成に向けた取組

対象となる分野	目標達成に向けた取組
交通・物流	◇EV 等の導入促進
	◇交通・物流の脱炭素化の推進

- 「交通・物流」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

	現状	方向
EV 等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害時におけるEV等の無償貸与協定に基づき、市町村における防災や環境イベント等での啓発活動を実施し、災害時等における非常用電源としての有用性について広報 ➤ 京都府において急速充電器を率先整備するとともに、国補助金等を活用した民間事業者の自立的運営による導入が拡大 ➤ 一方、走行距離の不安やコスト高などにより、EV等の普及にはハードルがあるとともに、集合住宅のうち、特に既築においては管理組合の合意形成が必要など課題がある 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ マンション等への充電インフラの更なる充実を図るため、導入促進や充電事業者による相談会やHP等での紹介等による、充電事業者とのマッチングを推進し、活力の活用 ➤ 自動運転やMaaS、エコツーリズム等における民間事業者のノウハウも活用した、更なるEV等の活用事例を創出 ➤ 他部局等とも連携して京都府公用車へのEV等の本格的導入を促進 ➤ イベント等により府民や事業者がEV等に触れる機会を増やす
交通・物流の脱炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ エコカーマイスター制度を活用して、エコカーの導入を促進 ➤ エコドライブマイスター制度を活用し、エコドライブの普及 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 更なる再配達率の削減の推進 ➤ 物流におけるモーダルシフトや共同輸配送など物流や交通の効率化に向けた更なる取組を推進 ➤ 再エネ導入や省エネ機器への転換による物流施設の脱炭素化を推進

ライフスタイル転換

- 京都省エネ家電購入キャンペーン
- 省エネマイスター（販売員に対し購買者への省エネ性能説明義務）

普及啓発

- 京都府地球温暖化防止活動推進センター
CO2ゼロチャレンジ
- 京都府地球温暖化防止活動推進員
学校等への出前授業、省エネ相談
- 再エネコンシェルジュ・市町村等と連携した再エネ・蓄電池普及
- スマートエコハウス促進融資
- ZEH補助金
- 家庭向け再エネ補助金
- 建築物への再エネ導入義務、設計士への情報提供義務
- 窓断熱啓発リーフレットの配布

住宅の環境性能の 向上

京都省エネ家電購入キャンペーン

- 家電製品の中で電力使用量が多いエアコンと冷蔵庫を対象に、一定の省エネ性能を有するエアコン又は冷蔵庫を購入された府民に対し、最大2万円相当のポイントを還元。
- また、府内でのみ利用可能なキャッシュレスポイント又は府内産品を還元することで地域活性化にも寄与。
- 計約1万6千件の申請。

住宅脱炭素化促進事業（ZEH補助金）

- ZEH、Nearly ZEH（断熱性能はZEH基準を上回る基準達成が必要）、ZEH Orientedのいずれかを新築又は購入する個人に対し、最大15万円の助成を実施。
- 府内産木材を利用した場合や、京都府が認定する京都再エネコンサルジユが設計又は施工を行った場合は、補助金額に25万円を上乗せすることで、府内事業者の支援や林業振興も図っている。
- 2024年度（第1期）事業、1件あたり原則20万円、上乗せ10万円を補助。交付実績は、2025年2月末時点で76件。

対象のエアコン・冷蔵庫を購入すると
最大20,000円相当のポイント・府内産品等がもらえる!

期間延長

京都
省エネ家電
購入キャンペーン

購入・設置期間 令和6年4月27日(土)～令和7年1月31日(金)
申請期間 令和6年5月10日(金)～令和7年2月5日(水)

対象品目・交付額

対象品目	冷房能力・容量	統一省エネレベル省エネ性能	最大交付額
エアコン	～ 2.2kw	★3.0以上	10,000円相当
	2.5kw～2.8kw	★3.0以上	15,000円相当
	3.6kw～	★2.0以上	20,000円相当
冷蔵庫	～ 350L	★2.0以上	5,000円相当
	351L～450L	★3.0以上	15,000円相当
	451L～	★4.0以上	20,000円相当

京都府 **ZEH補助金** (京都府住宅脱炭素化促進事業補助金)
令和6年4月15日(月)から受付開始!

省エネ住宅で健康で快適な生活を始めませんか
環境にやさしい住宅の購入を補助します!

さらに

- ZEH
- Nearly ZEH※
- ZEH Oriented

補助金額 **20万円** + **10万円**

＜今回、御意見をいただきたい事項＞

- 「家庭（電気機器、住宅を含む）」における目標達成に向けた取組の検討の方向として、不足している視点や、追加で求められるアプローチなどはあるか。
- 「京都市らしさ・京都独自」の視点をどのように取り入れるか。

現行計画における「家庭（電気機器、住宅を含む）」分野の目標達成に向けた取組

対象となる分野	目標達成に向けた取組
家庭（電気機器、住宅を含む）	◇脱炭素なライフスタイルへの転換＜温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルへの転換＞
	◇脱炭素なライフスタイルへの転換＜普及啓発＞
	◇脱炭素なライフスタイルへの転換 ＜エネルギー効率の高い低炭素住宅の普及啓発（住宅の環境性能の向上）＞

●「家庭（電気機器、住宅を含む）」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

	現状	方向
<p>脱炭素なライフスタイルへの転換<温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルへの転換></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>京都省エネ家電購入キャンペーン</u>による一定の省エネ性能を有するエアコンまたは冷蔵庫の購入した府民へポイント還元することで、省エネ家電への購入を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>ライフスタイル変革のための国民運動であるデコ活</u>による、更なる府民の意識改革・行動変容、<u>生活の質の向上の訴求</u> ➤ 生活における<u>温室効果ガスの排出量について把握</u>を促すツールの普及 ➤ 温室効果ガスの排出の少ない商品の選択など<u>環境にやさしい消費行動（エシカル消費）</u>の推進
<p>◇脱炭素なライフスタイルへの転換<普及啓発></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 京都府地球温暖化防止活動推進センター及び<u>京都府地球温暖化防止活動推進員を通じた年間約1,500件の啓発活動を実施</u> ➤ 一方、京都府地球温暖化防止活動推進員の担い手が高齢化・普及啓発の裾野拡大が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高校生・大学生等による行動変容に向けた<u>未来への提言</u>の発信など<u>多様な人材との連携による啓発促進</u> ➤ 市町村・事業者支援やきょうと生物多様性センター等との連携など<u>中間支援組織としての京都府地球温暖化防止活動推進センター</u>の更なる取組強化 ➤ <u>デコ活</u>における推進員の活動との連携

●「家庭（電気機器、住宅を含む）」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

	現状	方向
<p>◇脱炭素なライフスタイルへの転換<エネルギー効率の高い低炭素住宅の普及啓発（住宅の環境性能の向上）></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スマートエコハウス融資、再エネ電力共同購入、京都0円ソーラー、住宅を含む建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進・ZEH補助金等により、住宅の環境性能の向上を促進 ➤ 一方、住宅の大半を占める既築住宅への環境性能向上の促進にはハードルがある 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅の環境性能向上や災害時のエネルギー確保等による、生活の質の向上を訴求（熱中症対策等とも連携） ➤ 新築のZEHを推進するとともに、既築住宅に対しては、高効率給湯器の導入や断熱窓への改修等の省エネ化 ➤ 建築物における省エネ性能評価・表示制度による省エネ性能表示義務化の周知徹底 ➤ 認定低炭素住宅との連携

＜今回、御意見をいただきたい事項＞

- 「代替フロン」「廃棄物、環境物品等」「温室効果ガス吸収源」における目標達成に向けた取組の検討の方向として、不足している視点や、追加で求められるアプローチなどはあるか。
- 「京都らしさ・京都独自」の視点をどのように取り入れるか。

現行計画における「代替フロン」「廃棄物、環境物品等」「温室効果ガス吸収源」分野の目標達成に向けた取組

対象となる分野	目標達成に向けた取組
代替フロン	◇フロン対策の推進
廃棄物、環境物品等	◇産業廃棄物の 2R の牽引（資源循環の促進）
	◇プラスチックごみの削減
	◇消費者の賢い選択への意識啓発
温室効果ガス吸収源	◇森林吸収源の確保と森林資源の利活用の推進

● 「代替フロン」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

	現状	方向
フロン対策の推進	製品使用時漏えい量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第一種特定製品を所持・使用する事業者に対して、立入検査を実施するとともに、希望者にはフロン適正管理専門家を派遣して製品の適正な管理やフロン排出抑制に係る助言を実施 ➤ フロン排出抑制法に関する研修会を実施し、府内事業者に対して周知 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 製品所有数が比較的多い事業者を中心に、より効果的な立入検査を実施 ➤ これまでに対象としなかった業種に対する研修会を実施
	製品廃棄時放出量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者及び解体現場等に対し、製品廃棄時に適切な処理を行っているか立入検査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建設リサイクル法等を所管する関係機関と連携して効果的な立入検査を実施
	冷媒の転換 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 条例に基づく冷媒用代替フロン使用状況等の報告制度により、府内特定事業者のノンフロン製品等の導入方針等を府ホームページで公表することで自主的取組を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引き続き、報告書の提出を求めるとともに、良好事例を取りまとめ、周知

＜廃棄物、環境物品等におけるこれまでの取組＞

● 「廃棄物、環境物品等」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

	現状	方向
産業廃棄物の2Rの牽引（資源循環の促進）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターを拠点として、<u>産業廃棄物の3Rに係るアドバイザー派遣</u>や<u>技術開発から製品の販路開拓までの一連の事業への補助</u>により事業者の取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 3R支援センターを拠点とした支援を継続 ➤ <u>資源循環の高度化の促進など循環経済への移行</u>に向けた取組を検討
プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>代替プラスチック製品の技術開発補助事業</u>や<u>廃プラ類排出状況報告制度</u>の運用等、プラスチックごみの削減に向けた取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃プラ類排出状況報告制度の運用継続 ➤ <u>代替プラスチック製品の技術開発やケミカルリサイクル施設の導入</u>等を支援 ➤ 府民への行動変容を促す先進的事業の導入を支援
消費者の賢い選択への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間企業と連携したポスターやPOP等の<u>広報媒体を通じた啓発</u>、<u>フードドライブの取組</u>等の<u>食品ロス削減</u>に向けた幅広い取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>環境にやさしい消費行動（エシカル消費）</u>の推進。 ➤ <u>サプライチェーン全体での食品ロス削減</u>に向けた意識醸成や<u>未利用食品の有効活用</u>の促進

<温室効果ガス吸収源におけるこれまでの取組>

府有林におけるJ-クレジット創出事業

- 森林整備による温室効果ガス吸収量を販売する国の「J-クレジット制度」を活用し、府有林の整備により得られた「クレジット」を創出・販売する取組を事業者との協定により実施。
- 対象区域：府有林 約6,300ha（人工林、天然林（保安林））
- 令和7年9月以降、前年度に実施した森林整備分のクレジットの発行や得られたクレジットを府内企業等に販売を予定

特定建築物における府内産木材等の使用義務

- 一定規模以上の建築物を新築・増築する建築主に対し、府内産木材等の使用及び再生可能エネルギー利用設備の導入を義務付け。

● 「温室効果ガス吸収源」を取り巻く現状と検討の方向は次のとおり。

	現状	方向
森林吸収源の確保と森林資源の利活用の推進	<p>➤ <u>府有林におけるJ-クレジット創出</u>を図るとともに、特定建築物における<u>府内産木材の使用を促進</u>。</p>	<p>➤ 森林クレジット等を活用した森林保全を進めるとともに、森林吸収源における<u>研究知見の共有</u>や<u>ブルカーボン</u>や<u>その他の吸収源</u>に係る取組を検討</p>